



宮 崎 県 公 報

令和8年8月3日（月曜日） 第 734 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○公金の収納に関する事務の委託……………（税務課） 1	頁
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障がい福祉課） 1	
○保安林の指定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定施業要件の変更……………（ ） 2	
○ふ化業者の登録……………（畜産振興課） 2	

公 告

○登録販売者試験の実施……………（業務感染症対策課） 2	
○特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について……………（漁業管理課） 2	

選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 3	
○資金管理団体の指定の届出…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事業税のうち個人の行う事業に対して課するもの、同項第 4 項に規定する不動産取得税及び同項第 8 号に規定する自動車税
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510201124	こころライフ	都城市梅北町 118 48 番地	社会福祉法人こころ	都城市梅北町 118 48 番地	令和 8 年 8 月 1 日	就労選択支援

宮崎県告示第 567号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字和戸内山 267－2（次の図に示す部分に限る。）、267－3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字和戸内山 267-2・267-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 568号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市大字吉野方字下蚯山5717-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下蚯山5717-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 569号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和8年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		氏 名 又 は 名 称	住 所	名 称	住 所
宮崎 8-2 号	令和8年 7月27日	ティケイ ・エビス 株式会社	宮崎県北 諸県郡三 股町大字 樺山4672	ティケイ ・エビス 株式会社	宮崎県北 諸県郡三 股町大字 宮村 314

			番地75		番地
				ティケイ ・エビス 株式会社 志布志 事業所	鹿児島県 志布志市 志布志町 内之倉横 尾 744番 地 4

公

告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和8年12月20日（日曜日）午前10時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール
- 3 受験申請書の提出方法、提出先及び受付期間
- (1) 提出方法
下記3(2)に郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。
- (2) 提出先
〒 270-1391
日本郵便（株）印西郵便局 私書箱7号
（日本通信紙株式会社）
宮崎県登録販売者試験センター
- (3) 受付期間
令和8年8月24日（月曜日）から9月4日（金曜日）まで。
なお、9月4日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験申請書の入手方法
原則、宮崎県ホームページ「令和8年度登録販売者試験を受験される方へ」からダウンロードして入手すること。
郵送を希望する場合は、上記3(2)の受験申請書提出先宛封筒の表に「受験申請書等・実施要領郵送希望」と朱書きの上、140円分の切手を貼付した封筒（角形2号・A4サイズ）を同封して郵送すること。
- 5 その他
詳細については、宮崎県ホームページを参照すること。
なお、受験手続に関する問合せは、宮崎県登録販売者試験コールセンター（開設期間：令和8年8月17日（月曜日）から9月11日（金曜日）まで（平日午前9時から午後5時まで。電話0476-36-7016））に行うこと。
また、上記開設期間以外の問合せは、宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課業務対策室（平日午前9時から午後5時まで。電話0985-26-7060）に行うこと。

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第 137号）第17条第10項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更した。なお、当該変更に係る特定漁港漁場整備

事業計画は、宮崎県農政水産部漁業管理課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 設立届

○その他の政治団体

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
杉原実後援会	外 山 和 徳	外 山 和 徳	日南市大字宮浦 587	令和 8 年 5 月 7 日
尾崎まなみ後援会	尾 崎 まなみ	尾 崎 まなみ	延岡市沖田町2394-15	令和 8 年 5 月12日
しまだひろき後援会	嶋 田 寛 希	嶋 田 須美子	宮崎市丸山 2 丁目 143 番地	令和 8 年 5 月22日
森かおる後援会	森 薫	森 伸 一	東臼杵郡門川町大字門川尾末7331番地 1	令和 8 年 5 月25日
福永ともひろ後援会	出 水 健 一	園 田 香代子	北諸県郡三股町大字樺山4140番地36	令和 8 年 5 月27日
天安河原の会	緒 方 哲	豊 丸 栄 子	宮崎市神宮西 1 - 64	令和 8 年 5 月28日
県民と宮崎をよくする会	楠 元 秀 彦	田 中 宮二子	宮崎市花ヶ島町瀬々町1256-1-202	令和 8 年 6 月 9 日
よねむら明彦後援会	永 山 龍 郎	永 坂 伸一郎	北諸県郡三股町大字樺山3331番地 8	令和 8 年 6 月12日
福富千恵と延岡を動かす会	福 富 千 恵	盛 武 悠 平	延岡市三ツ瀬町 2 丁目 3 - 7	令和 8 年 6 月18日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
参政党宮崎第 3 支部	櫻 木 達 朗	代 表 者	櫻 木 達 朗	曾 原 信 行	令和 8 年 4 月30日
参政党宮崎第 1 支部	青 木 太	代 表 者	青 木 太	永 田 啓 人	令和 8 年 6 月 4 日
自由民主党木城町支部	眞 鍋 博	主たる事務所の所在地	児湯郡木城町大字椎木2987-1	児湯郡木城町大字高城3802	令和 8 年 6 月10日
		代 表 者	眞 鍋 博	中 武 良 雄	
		会 計 責 任 者	矢 野 哲 也	眞 鍋 博	
自由民主党宮崎県第一選挙区支部	武 井 俊 輔	会 計 責 任 者	岩 井 禅	伊 知 地 孝 美	令和 8 年 6 月12日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
こだま忠宏後援会	松 原 剛	会 計 責 任 者	小 玉 将 臣	小 玉 健 司	令和 8 年 3 月23日
宮崎市商振連政治連盟	日 高 晃	代 表 者	日 高 晃	吉 田 孝 平	令和 8 年 5 月20日
栗下政雄後援会	尾 園 一 信	代 表 者	尾 園 一 信	瀧 上 浩 一	令和 8 年 6 月 1 日

		会 計 責 任 者	栗 下 ミ チ 子	福 岡 香	
俊輔みらいの会	武 井 俊 輔	会 計 責 任 者	長 倉 寛 充	鳩 山 政 秀	令和8年 6月12日
K J 会	佐 藤 健次郎	政 治 団 体 の 名 称	K J 会	佐藤けんじろう後援会	令和8年 6月16日
宮崎市郡医師連盟	高 村 一 志	会 計 責 任 者	名 越 敏 郎	尾 田 朋 樹	令和8年 6月24日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川南町新中学校建設反対の会	中 嶋 武 光	令和7年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第

1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
山 本 洋 子	宮崎市議会議員	山本ようこ後援会	宮崎市橋通東1丁目13-25アルテマ イスターアグラ 203	令和8年6月24日